

三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例

昭和四十年三重県条例第三十七号

(趣旨)

第一条 保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）並びに歯科技工士の確保及び質の向上に資するため、県が将来看護職員及び歯科技工士になろうとする者に貸与した修学資金の返還の免除については、この条例の定めるところによる。

(返還の当然免除)

第二条 知事は、別に定める看護職員及び歯科技工士の修学資金の貸与に関する規則に基づき修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該修学資金の全部の返還を免除するものとする。

- 一 養成施設（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十九条から第二十一条までの規定に基づき文部科学大臣が指定した学校（高等学校を除く。）若しくは都道府県知事が指定した養成所若しくは同法第二十二条の規定に基づき都道府県知事が指定した准看護師養成所又は歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第十四条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校若しくは都道府県知事が指定した養成所をいう。以下同じ。）を卒業した日から一年以内に当該看護職員又は歯科技工士の免許を取得し、直ちに引き続き別表に定める期間、当該修学資金の貸与に関する規則の定めるところにより看護職員又は歯科技工士の業務（保健師助産師看護師法第二十条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校（大学を除く。）又は都道府県知事が指定した養成所に在学中に看護職員の修学資金の貸与を受けた者については、助産師の業務に限る。以下「業務」という。）に従事したとき。この場合において、当該養成施設を卒業後さらに他種の看護職員若しくは歯科技工士の養成施設若しくは大学院（業務に関する専門知識の修得を目的とするものに限る。以下同じ。）に在学しているため、又は疾病、災害その他やむを得ない理由のため業務に従事することができなかつた場合には、当該期間は業務従事の継続性を中断しないものとし、また業務従事の期間には算入しないものとする。
- 二 前号に規定する業務従事の期間中又は前号後段の期間中に死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなつたとき。
- 三 養成施設を卒業後、さらに他種の看護職員若しくは歯科技工士の養成施設又は大学院の修士課程若しくは博士課程に進学し、その施設又は大学院の課程を卒業又は修了の後、引き続き別表に定める期間、当該修学資金の貸与に関する規則の定めるところにより業務に従事したとき。

(返還の裁量免除)

第三条 知事は、別に定める看護職員及び歯科技工士の修学資金の貸与に関する規則に基づき修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、貸与した修学資金のうち、返還期日が到来していない部分について、全部又は一部を免除することができる。

- 一 前条第一号及び第三号に規定する場合を除くほか、当該修学資金の貸与に関する規則の定

めるところにより通算一年以上業務に従事したとき。この場合における期間の通算等については前条第一号後段の規定を準用する。

- 二 前条第二号に規定する場合を除くほか、死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由があるとき。

(規則への委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第二条関係）

区分	期間
保健師助産師看護師法第十九条から第二十一条までの規定に基づき文部科学大臣が指定した学校（高等学校を除く。）若しくは都道府県知事が指定した養成所又は同法第二十二条の規定に基づき都道府県知事が指定した准看護師養成所に在学中に看護職員の修学資金の貸与を受けた者	当該貸与を受けた期間に相当する期間（当該期間が一年に満たないときは、一年とする。）に一年を加えた期間
歯科技工士法第十四条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した養成所に在学中に歯科技工士の修学資金の貸与を受けた者	五年間

附 則

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に修学資金の貸与が決定される者の修学資金について適用し、同日前に修学資金の貸与が決定された者の修学資金については、なお従前の例による。

三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則

(昭和三十七年三重県規則第八十九号の二)

(趣旨)

第一条 この規則は、県内における保健師、助産師、看護師及び准看護師の確保及び質の向上に資するため、看護職員を養成する施設に在学する者に対し貸与する看護職員修学資金（以下「修学資金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 看護職員 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。）に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。
- 二 養成施設 法の規定に基づき指定された看護職員を養成する学校又は養成所をいう。
- 三 指定機関 別表第一に掲げる施設で県内にあるものをいう。
- 四 指定医療機関 別表第二に掲げる施設で県内にあるものをいう。
- 五 指定分べん取扱機関 別表第三に掲げる施設で県内にあるものをいう。

(貸与)

第三条 知事は、養成施設に在学する者で、将来指定機関、指定医療機関又は指定分べん取扱機関（以下「指定機関等」という。）において看護職員の業務（以下「業務」という。）に従事しようとする者に対し、予算の範囲内において、無利息で修学資金を貸与することができる。ただし、修学資金を貸与する期間は、当該養成施設の正規の修業年限を限度とする。

2 修学資金は、貸与決定の際に定める月から在学している養成施設を卒業する日の属する月まで、毎月、次の表の上欄に掲げる者の同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に定める額を貸与するものとする。ただし、特別の理由があるときは、二箇月分以上をまとめて貸与することができる。

貸与対象者	養成施設の設置主体	貸与月額
一 法第十九条又は第二十一条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校（高等学校及び大学を除く。）又は都道府県知事が指定した養成所に在学している者（通信制の課程に在学している者を除く。）	国、地方公共団体等を除くすべての設置主体	三万六千円
二 法第十九条から第二十一条までの規定に基づき文部科学大臣が指定した学校（大学に限る。）に在学している者（県内の大学に在学している者については、県内者を	すべての設置主体	五万円

除く。)		
三 法第二十条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校（大学を除く。）又は都道府県知事が指定した養成所に在学している者（就業義務を課す他の貸付金等を受けている者又は受けようとする者を除く。）	国、地方公共団体等を除くすべての設置主体	五万円
四 法第二十一条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校（高等学校及び大学を除く。）又は都道府県知事が指定した養成所に在学している者（通信制の課程に在学している者に限る。）	国、地方公共団体等を除くすべての設置主体	二万一千円
五 法第二十二条の規定に基づき知事が指定した准看護師養成所に在学している者	国、地方公共団体等を除くすべての設置主体	二万一千円

備考 県内者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 大学入学の日の一年前から引き続き県内に住所を有する者
- 二 大学入学の日の一年前から引き続き県内に配偶者又は一親等の親族が住所を有する者

(貸与の申請手続)

第四条 前条の規定により修学資金の貸与を受けようとする者は、看護職員修学資金貸与申請書（第一号様式）をその者が在学する養成施設の長を経由して知事に提出しなければならない。
2 前項の申請書に規定する連帯保証人の基準その他必要な事項については、知事が別に定める。

(貸与の決定)

第五条 知事は、前条の申請書を受理したときは書類審査等により、修学資金を貸与する者（以下「修学生」という。）を決定し、修学生が在学している養成施設の長を経由して本人に通知するものとする。

(貸与の取消等)

第六条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該事実の発生した日の属する月からその貸与を取り消すものとする。

- 一 退学したとき。
- 二 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- 三 性行又は学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- 四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 五 死亡したとき。
- 六 申請書に虚偽の記載をし、又は不正の手段によって修学生となつたとき。
- 七 知事が付ける条件に違反したとき。

- 2 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において貸与を停止された期間中の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生に復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。
- 3 知事は、修学生が正当な理由なくして第十九条に規定する学業成績及び健康状態を証明する書類を提出しない場合には、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(借用証書)

第七条 修学生が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の貸与を受けた金額について借用証書（第二号様式）を知事に提出しなければならない。

- 一 当該養成施設を卒業したとき。
- 二 第六条第一項の規定により、修学資金の貸与を取り消されたとき。

(返還)

第八条 修学資金は、次の各号のいずれかに該当する理由が生じた場合には、その理由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間（第六条第二項の規定により修学資金が貸与されなかつた期間を除く。）に相当する期間内に、返還しなければならない。

- 一 第六条第一項の規定により、修学資金の貸与を取り消されたとき。
- 二 性行又は学業成績が不良であつたことにより、在学する養成施設の正規の修業年限内に卒業できなかつたとき。
- 三 看護職員の養成施設を卒業した日から一年以内に貸与の対象となつた当該看護職員の免許を取得しなかつたとき。
- 四 前号の免許取得後直ちに指定機関等において業務に従事しなかつたとき。
- 五 第三号の免許取得後直ちに指定機関等において業務に従事したが三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例（昭和四十年三重県条例第三十七号。以下「条例」という。）第二条第二号に規定する場合を除くほか、指定機関等において業務に従事しなくなつたとき。

(返還明細書)

第九条 前条の規定により、修学資金を返還しなければならぬ者は、その理由が生じた日から起算して二十日以内に、返還明細書（第三号様式）を知事に提出しなければならない。

(返還方法)

第十条 修学資金の返還は、月賦、半年賦若しくは年賦の均等返還又は一括返還によるものとする。ただし、繰上返還をすることができる。

- 2 一回の返還額は、月賦の場合は貸与月額、半年賦の場合は貸与月額に六を乗じて得た額、年賦の場合は貸与月額に十二を乗じて得た額を下回らない額とする。
- 3 第一項の返還に当たつては、三重県会計規則（平成十八年三重県規則第六十九号）の定めるところにより所定の期日までに納付しなければならない。

(返還の当然免除ができる指定機関等)

第十一 条例第二条第一号又は第三号の規定により第三条第二項の表第一号の項、第四号の項又は第五号の項に規定する者に係る修学資金の全部を免除できる場合は、指定機関において業務に従事したときとする。

- 2 条例第二条第一号又は第三号の規定により第三条第二項の表第二号の項に規定する者に係る修学資金の全部を免除できる場合は、指定医療機関において業務に従事したときとする。
- 3 条例第二条第一号又は第三号の規定により第三条第二項の表第三号の項に規定する者に係る修学資金の全部を免除できる場合は、指定分べん取扱機関において業務（助産師の業務に限る。）に従事したときとする。

(返還の裁量免除ができる指定機関等及び業務従事期間)

第十一の二 条例第三条第一号の規定により第三条第二項の表第一号の項、第四号の項又は第五号の項に規定する者に係る修学資金の全部を免除できる場合は当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（当該期間が一年に満たないときは、一年とする。）に一年を加えた期間以上指定機関において業務に従事したときとし、一部を免除できる場合は当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（当該期間が一年に満たないときは、一年とする。）以上指定機関において業務に従事したときとする。

- 2 条例第三条第一号の規定により第三条第二項の表第二号の項に規定する者に係る修学資金の全部を免除できる場合は当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（当該期間が一年に満たないときは、一年とする。）に一年を加えた期間以上指定医療機関において業務に従事したときとし、一部を免除できる場合は当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（当該期間が一年に満たないときは、一年とする。）以上指定医療機関において業務に従事したときとする。
- 3 条例第三条第一号の規定により第三条第二項の表第三号の項に規定する者に係る修学資金の全部を免除できる場合は当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（当該期間が一年に満たないときは、一年とする。）に一年を加えた期間以上指定分べん取扱機関において業務（助産師の業務に限る。）に従事したときとし、一部を免除できる場合は当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（当該期間が一年に満たないときは、一年とする。）以上指定分べん取扱機関において業務（助産師の業務に限る。）に従事したときとする。

(裁量免除のできる額の算出方法)

第十二 前条の規定による一部免除の額は、指定機関等において業務に従事した期間を修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（当該期間が一年に満たないときは、一年とする。）に一年を加えた期間で除して得た数値（この数値が一を超えるときは、一とする。）を、修学資金の未返還の額（返済期日が到来していないものに限る。）に乗じて得た額とする。この場合当該数値は、小数点第一位までをもつて算出する。

(返還の当然猶予)

第十三 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間、修学資金の返還を猶予するものとする。

- 一 第六条第一項の規定により修学資金の貸与を取り消されたのちも引き続き当該養成施設に在学しているとき。
- 二 当該養成施設を卒業後、さらに他種の看護職員を養成する施設又は大学院において在学しているとき。

(返還の裁量猶予)

第十四条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間、返還期日の到来していない修学資金の返還を猶予することができる。

- 一 条例第三条第一号に規定する場合を除くほか、指定機関等において業務に従事しているとき。
- 二 条例第二条第二号又は第三条第二号に規定する場合を除くほか、疾病、災害その他やむを得ない理由があるとき。

(当然免除等の申請手続)

第十五条 条例第二条又は第三条の規定により返還の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（第四号様式）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 第十三条又は第十四条の規定による返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（第五号様式）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(諾否の通知)

第十六条 知事は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、文書によりその諾否を申請者に通知するものとする。

(期間の計算方法)

第十七条 この規則に規定する期間を計算する場合においては、月数によるものとする。

- 2 条例第二条第一号若しくは第三号又は第三条第一号の規定による指定機関等において業務に従事した期間を計算する場合は、県内において業務に従事を開始した日の属する月から業務に従事しなくなつた日の属する月までを算入するものとする。
- 3 前項の規定により、指定機関等において業務に従事した期間を計算する場合は、当該期間中に休職又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の開始の日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。ただし、休職又は停職の期間が終了した日の属する月において、再び休職又は停職の期間が開始したときは、その月を一月として計算するものとする。

(遅延損害金)

第十八条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて修学資金を期限までに返還しなかつたときは、三重県債権の管理及び私債権の徵収に関する条例（平成二十六年三重県条例第二号）第七条の規定により計算した遅延損害金を支払わなければならない。

(学業成績証明書等の提出)

第十九条 修学生は、毎年四月十五日までに前学年末における学業成績及び健康状態を証明する書類を養成施設の長を経由して知事に提出しなければならない。

(届出)

第二十条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は住所を変更したとき。
 - 二 退学したとき。
 - 三 修学に耐えない程度の心身の故障を生じたとき。
 - 四 休学し、又は停学の処分を受けたとき。
 - 五 復学したとき。
 - 六 卒業し、又は修了したとき。
 - 七 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があつた場合又は死亡その他連帯保証人として適当でない理由が生じたとき。
- 2 前項第二号から第六号までの届出にあつては、当該養成施設の長を経由するものとする。
 - 3 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。
 - 一 第一項第一号又は第七号に掲げる事項に該当するとき。
 - 二 看護職員の免許を取得したとき。
 - 三 指定機関等において業務を開始し、若しくは就業先の指定機関等を変更し、又は業務を廃止したとき。
 - 四 養成施設を卒業したのち、さらに他種の看護職員を養成する施設に入学し、その養成施設を卒業し、又は退学したとき。
 - 五 養成施設を卒業したのち、大学院の修士課程に進学し、その課程を修了し、又は退学したとき。
 - 六 大学院の修士課程を修了したのち、大学院の博士課程に進学し、その課程を修了し、又は退学したとき。
 - 4 修学生又は修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第八十七条に規定する者は、返還免除申請書（第四号様式）により、死亡の事実を証明する書類を添えて知事に届け出なければならない。
 - 5 第十三条又は第十四条の規定により返還の猶予を受けている者は、毎年四月三十日までに勤務又は在学の状況等を証明する書類を知事に提出しなければならない。

(他の条例等との関係)

第二十一条 この規則に定めるもののほか、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成二十六年三重県条例第二号）及び三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規則（平成二十六年三重県規則第十八号）の定める事項については、その定めるところによる。

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項の規定に基づく許可病床数が二百床未満の病院
- 二 医療法第七条の規定に基づき許可を受けた病床数のうち精神病床数が八十五パーセント以上を占める病院（前号に掲げるものを除く。）
- 三 医療法第一条の五第二項に規定する診療所
- 四 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設（同法第七条第二項に規定する重症心身障害児に対し治療を行う施設に限る。）
- 五 児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関（前号に掲げるものを除く。）
- 六 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設
- 七 介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護に限る。）を行う事業所（第一号から第五号までの医療機関又は前号の介護老人保健施設において三年以上の実務経験を有する者が従事しようとする場合のみ該当するものとする。）

別表第二（第二条関係）

- 一 医療法第一条の五第一項に規定する病院
- 二 医療法第一条の五第二項に規定する診療所

別表第三（第二条関係）

- 一 医療法第一条の五第一項に規定する病院で分べんを取り扱う施設
- 二 医療法第一条の五第二項に規定する診療所で分べんを取り扱う施設
- 三 医療法第二条に規定する助産所で分べんを取り扱う施設

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則（以下この項において「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に新規則第十条第三項に規定する所定の期日が到来した場合における遅延損害金について適用し、同日前に同条に規定する所定の期日が到来した場合における遅延損害金については、なお従前の例による。